



平成 28 年 6 月 24 日

各 位

会 社 名：日東電工株式会社
(コード番号 6988 東証第一部)
代表者名：取締役社長 高崎 秀雄
問合せ先：経営企画統括部長 山下 潤
電話番号：06-7632-2101(代表)

株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は本日開催の当社取締役会において、当社取締役(社外取締役を除く)および執行役員に対して、新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議しましたので、お知らせいたします。

当社は、2004 年に取締役・執行役員に対する現金による退職慰労金を廃止し、その代替として株式報酬型ストックオプション制度を導入いたしました。これは、実質的に株式現物を給付するための具体的方法としてストックオプションを付与するもので、対象者は在職中に毎年の付与分を積み立て、退職後に権利行使することにより株式を取得することができます。

記

1. 募集新株予約権の名称

日東電工株式会社 2016 年 8 月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

2. 募集新株予約権の総数 431 個 (うち取締役(社外取締役は除く)分は 220 個)

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は 100 株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

2016 年 8 月 2 日から 2046 年 8 月 1 日まで

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 募集新株予約権の取得条項

以下の i または ii の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- i 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

9. 募集新株予約権を行使した際に生ずる一株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. その他の募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 5.の期間内において、当社の取締役が当社の取締役の地位を喪失した時、または当社の執行役員が当社の執行役員の地位を喪失した時に限り、募集新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から 10 日を経過する日までの期間に限り、募集新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の執行役員であって、かつ当社との間に雇用契約がある場合には、当社の執行役員の地位を喪失した日の翌日または当該雇用契約が終了した日の翌日のうちいずれか遅い日を権利行使開始日とする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人が募集新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から 10 ヶ月を経過する日までの期間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

(3) 上記(1)および(2)それぞれにおいて、(1)および(2)それぞれに規定する期間が満了した場合には、その満了日の翌日から、新株予約権者は募集新株予約権を行使することができなくなるものとする。

11. 募集新株予約権の払込金額

以下のブラック・ショールズ式および基礎数値に基づき算出した 1 株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- i 1 株当たりのオプション価格 (C)
- ii 株価 (S) : 2016 年 8 月 1 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- iii 行使価格 (X) : 1 円
- iv 予想残存期間 (T) : 3.0 年
- v ボラティリティ (σ) : 3.0 年間(2013 年 8 月 2 日から 2016 年 8 月 1 日まで)の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した変動率
- vi 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- vii 配当利回り (q) : 1 株当たりの配当金(2016 年 3 月期の配当実績) ÷ 上記 ii に定める株価
- viii 標準正規分布の累積分布関数 ($N(\cdot)$)

12. 募集新株予約権を割り当てる日

2016 年 8 月 1 日

13. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

払込みの期日は 2016 年 8 月 1 日とする。

14. 募集新株予約権の行使請求および払込の方法

- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印のうえ、これを下記 15. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、募集新株予約権の行使により発行または移転される当社普通株式の行使価額の全額(以下、「払込金」という。)を、現金にて下記 16. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下、「指定口座」という。)に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

15. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社人財担当部署(またはその時々における当該業務担当部署)

16. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

三菱東京 UFJ 銀行大阪営業部(またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)

17. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 募集新株予約権の行使の効力は、上記 14. に定める新株予約権行使請求書に記載された日に生じるものとする。ただし、行使請求受付場所において受領された新株予約権行使請求書を払込取扱場所

が受領し、かつ上記 14. (2)に定める払込金が指定口座に入金されたときが、新株予約権行使請求書に記載された日より後れる場合には、新株予約権行使請求書を払込取扱場所が受領し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生ずるものとする。

(2) 当社は、行使手続終了後直ちに新株予約権者の株式取得に必要な手続を行う。

18. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

19. 発行要項の公示

当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

20. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は取締役社長に一任する。

以 上